

財務省告示第四百十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十四年十月二十一日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十一月六日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	
名称及び記号	発行の根拠	発行方法	発行金額	払込金額	額面金額の	種類	発行行	発行価格	利率	経過利息の	払込み
利付国庫債券（二十年）（第五十八回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項	簡易生命保険特別会計の積立金による引受け	額面金額で七百七十五億円	七百七十五億八千五百二十五万円	五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種	平成十四年十月二十一日	郵政事業庁長官は、払込金額に	年一・九パーセント	額面金額百円につき百円十一銭	加え、次の算式により算出した金額を第十六号に規定する期日に払い込むものとする。	額面金額及び登録金額の総額 $\times \frac{1.9}{100} \times \frac{31}{365}$
<p>平成十五年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。</p>											

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二	第二期以後の利子	毎年三月二十日及び九月二十日を以て、その日以前六月間に属する利子を支払う。	平成三十四年九月二十日
十三	償還期限	額面金額百円につき百円	
十四	償還金額	日本銀行の本店、支店、代理店、	
十五	元利支	国債代理店及び国債元利金支払	
十六	払込期日	取扱店並びに取扱郵便局	平成十四年十月二十一日